

JUMP UP もおか だれもが “わくわく” するまち



真岡市 空き家バンク

空き家を活用しませんか？

NEW

- ◇ 小面積の農地付き空き家の取り扱いを開始！
- ◇ 家財道具処分、引越（転入）費用も補助対象に！
- ◇ オンラインによる物件内覧を開始！

“貸したい人・売りたい人”と
“借りたい人・買いたい人”を 結ぶ

《空き家バンク》



それぞれがバンクに登録し、市はホームページや窓口等で物件情報を公表します。

契約交渉は、栃木県宅建協会から推薦を受けた宅建業者が仲介します。



空き家をお持ちの方 (貸し手・売り手)

物件の
登録申込

「空き家バンク登録申込書」及び「空き家の登録に関する誓約書」に必要事項をご記入の上、市くらし安全課に提出して下さい。

物件調査(立会い)
空き家バンク登録

宅建協会から推薦を受けた宅建業者^{※1}と市で、現地調査^{※2}に伺います。登録対象と認定後、「空き家バンク登録台帳」に登録となります。

物件情報の提供
(物件情報公開)

空き家バンクに登録した物件情報を、市ホームページ及び市くらし安全課の窓口等で提供します。

契約交渉

利用希望者が現地見学を行い、交渉希望の申込みがありましたら、市から物件登録者へご連絡します。宅建業者の仲介^{※3}により契約交渉を進めていただきます。

- ※1 市と協定を結んでいる「公益社団法人 栃木県宅地建物取引業協会」が推薦した市内の宅地建物取引業者
 ※2 所有者の方の立会いをお願いします。また、調査の結果、空き家バンクへの登録ができない場合があります。
 ※3 宅建業者による仲介のため、契約の段階で、法律で定められた仲介手数料が必要になります。

空き家を借りたい・買いたい方 (借り手・買い手)

物件情報
の閲覧

市のホームページや市くらし安全課窓口において、空き家バンクに登録されている物件情報をご覧ください。

空き家バンク
利用者登録

物件のより詳しい情報をお知りになりたい方、現地を見学したい方は、「空き家バンク利用希望申込書」及び「空き家バンクの利用に関する誓約書」に必要事項をご記入の上、市くらし安全課に提出して下さい。

希望物件
現地見学

市からの利用登録通知を受領後、見学希望の旨、市くらし安全課に連絡して下さい。宅建業者^{※1}と見学者間で日程調整の上、業者が物件案内します。

物件交渉
申込み

見学後、契約交渉を進める場合は、「空き家バンク物件交渉申込書」に必要事項をご記入の上、市くらし安全課に提出して下さい。

契約交渉

宅建業者^{※1}の仲介^{※3}により、物件所有者と契約交渉・契約を進めていただきます。



補助制度の概要

| 種別 | 対象者 | 補助限度額 | 申請期間 |
|-----------------------|----------------|-----------------------------------|----------------------------|
| リフォーム工事 ^{※1} | 貸主・売主 借主・買主 | 50万円 | 売買・賃貸借契約締結日から2年 |
| | 借主・買主 | +子ども加算 ^{※2} (1人@10万円) | |
| 家財道具処分 ^{※1} | 貸主・売主 借主・買主 | 10万円 | 【貸主・売主】 空き家バンク登録日から2年 |
| | 借主・買主 | +子ども加算 ^{※2} (1人@10万円) | 【借主・買主】 売買・賃貸借契約締結日から2年 |
| 引越 ^{※1} | 借主・買主(転入) | 10万円 | 売買・賃貸借契約締結日から2年 |
| | 借主・買主(転入) | +子ども加算 ^{※2} (1人@10万円) | |

- ※1 リフォーム工事、家財道具処分及び引越は法人又は個人事業主による実施が補助対象となります。
 ※2 中学生以下の子どもがいる世帯は、中学生以下の子供一人につき10万円を加算
 ※3 それぞれ交付決定前に着手した場合は、補助の対象とはなりませんので、ご注意ください。

空き家募集!

まずは、
お問い合わせ下さい。

- ・店舗併用住宅だったが… ⇒ 店舗が延床面積の1/2以下なら登録可!
- ・家財道具が残っているが… ⇒ 補助制度をご活用ください!(R2.4~)
- ・いずれ住むかも知れない? ⇒ 期間限定の条件付きでも登録可!
- ・未相続で名義が私でないが… ⇒ 賃貸で相続人全員の承諾により登録可!
- ・家が古くてリフォームが必要 ⇒ 古い建物を求めている方がいます!
- ・リフォームは誰が行うのか? ⇒ 借主・買主が行う条件付で登録可!



真岡市役所 市民生活部 くらし安全課 空き家対策係

☎0285-83-8144 FAX 0285-83-8392 kurashianzen@city.moka.lg.jp

令和5年6月